

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成28年 8月25日

【会社名】 株式会社福山コンサルタント

【英訳名】 FUKUYAMA CONSULTANTS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福 島 宏 治

【本店の所在の場所】 福岡市博多区博多駅東三丁目 6 番18号

【電話番号】 092(471)0211(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長管理本部長 柴 田 貴 徳

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区博多駅東三丁目 6 番18号

【電話番号】 092(471)0211(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長管理本部長 柴 田 貴 徳

【縦覧に供する場所】 株式会社福山コンサルタント東京支社
(東京都文京区後楽二丁目 3 番21号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成28年8月8日開催の取締役会において、平成28年9月28日開催予定の定時株主総会における承認決議等の所定の手続を経た上で、平成29年1月4日(予定)を期日として、当社の単独株式移転(以下「本件株式移転」といいます。)の方法により、当社の純粋持株会社である株式会社FCホールディングス(以下「持株会社」といいます。)を設立することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 本件株式移転の目的

当社グループは、以下の目的をもって、持株会社体制に移行します。

経営機能と事業運営機能の分離によるグループ力の強化

持株会社がグループ経営方針の決定に専念し、グループ会社は事業運営に専念することで、市場動向を見極めた安定的な収益獲得力と事業継続力を強化します。

経営効率化、ガバナンス体制整備で強固なグループ経営を構築

グループ各会社における責任と役割を明確にし、適時な連携戦略を強化することで経営の効率化を促進します。また、監査等委員会設置会社へ移行し、グループ全体でのガバナンス体制を構築、強化します。

資本&業務提携によるコア事業の強化と新たな事業領域の獲得

柔軟かつ迅速な資本並びに業務の提携により、建設コンサルタント事業の強化と新たな事業領域の獲得を図り、グループ全体での企業価値向上策の実行を加速します。

(2) 本件株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)、その他の株式移転計画の内容

本件株式移転の方法

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転であります。

本件株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

	株式会社FCホールディングス (完全親会社)	株式会社福山コンサルタント (完全子会社)
株式移転に係る割当ての内容	1	1

(注) 1 株式移転比率

株式移転の効力発生日の前日における最終の株主名簿に記録された当社の普通株式を保有する株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

2 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

3 株式移転比率の算定根拠

本株式移転におきましては、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様には不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

4 第三者機関による算定結果、算定方法および算定根拠

上記3の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

5 株式移転により交付する新株式数(予定)

4,259,200株(予定)

ただし、本株式の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については決定次第お知らせいたします。

その他の株式移転計画の内容

ア．株式移転の日程

定時株主総会基準日	平成28年6月30日(木)
株式移転計画書承認取締役会	平成28年8月8日(月)
株式移転計画書承認定時株主総会	平成28年9月28日(水) (予定)
上場廃止日	平成28年12月28日(水) (予定)
持株会社設立登記日(効力発生日)	平成29年1月4日(水) (予定)
持株会社上場日	平成29年1月4日(水) (予定)

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

イ．その他の株式移転の内容

その他の株式移転契約の内容は添付「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

- (3) 本件株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社FCホールディングス
本店の所在地	福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号
代表者の氏名	代表取締役社長 福島宏治
資本金の額	400,000千円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	傘下グループ会社の経営管理およびそれに附帯する業務

以上

添付

株式移転計画書(写)

この移転計画書は、株式会社福山コンサルタント(以下「甲」という。)が会社組織再編を目的として、新たに設立する株式会社FCホールディングス(以下「乙」という。)を甲の完全親会社とする株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うにあたり、その株式移転計画の内容を定めるものである。

第1条 (乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数、その他定款で定める事項)

1. 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。
 - (1) 目的 乙の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。
 - (2) 商号 株式会社FCホールディングス
 - (3) 本店の所在地 福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号
 - (4) 発行可能株式総数 12,000,000株
2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第2条 (乙の設立時取締役および設立時会計監査人の氏名又は名称)

1. 乙の設立時取締役(監査等委員である取締役を除く)は次のとおりとする。

取締役	福 島 宏 治
取締役	中 村 宏
取締役	山 根 公 八
2. 乙の設立時取締役(監査等委員である取締役)は次のとおりとする。

取締役	池 辺 孝 博
社外取締役	福 田 玄 祥
社外取締役	野 田 仁 志
3. 乙の設立時補欠取締役(監査等委員である取締役)は次のとおりとする。

補欠社外取締役	福 地 昌 能
---------	---------
4. 乙の設立時会計監査人は次のとおりとする。

会計監査人	有限責任監査法人トーマツ
-------	--------------

第3条 (本株式移転に際して交付する株式およびその割当て)

1. 乙は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行する普通株式の合計に1を乗じた数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条 (乙の資本金および準備金の額に関する事項)

乙の資本金および準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
金400,000,000円
- (2) 資本準備金の額
円
- (3) 利益準備金の額
円

第5条 (乙の成立の日)

乙の設立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、平成29年1月4日とする。ただし、本株式移転の手續の進行上、必要のある場合は甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

第6条 (本計画承認株主総会)

甲は、平成28年9月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第7条 (乙の上場証券取引所)

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定する。

第8条 (乙の株主名簿管理人)

乙の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第9条 (株式移転計画の変更)

本株式移転計画書作成から乙の成立に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲の財産および経営状態に重大な変動を生じた場合には、甲は必要に応じて本株式移転計画を変更し、または株式移転計画を行わないことができる。

第10条 (本計画の効力の発生)

本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合または国内外の法令に定める関係官庁の許可等(関係官庁に対する届出の効力の発生を含む。)が得られなかった場合は、その効力を失う。

第11条 (規定外条項)

本株式移転計画に定めるものの他、本株式移転に関し必要な事項は、本株式移転の趣旨にしたがって、これを決定するものとする。

平成28年8月8日

甲 福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号
株式会社 福山コンサルタント
代表取締役社長 福 島 宏 治

別紙

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社F Cホールディングスと称し、英文ではFounder's Consultants Holdings Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1) 道路、交通、都市・地域、橋梁等土木構造物、河川、その他関連事項およびこれらに係る防災についての企画、調査、点検、診断、計画、設計、管理等
- 2) 環境に関する企画、調査、観測、評価、対策、管理等
- 3) 土木・建築工事の企画、調査、計画、管理等
- 4) 地盤・地質に関する調査、点検、診断、管理等および測量
- 5) 情報処理サービスおよびコンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの開発、製造、販売、賃貸等
- 6) 労働者派遣事業
- 7) 製品開発および製造販売
- 8) 損害保険代理業
- 9) 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
- 10) 広告の企画、制作及び販売
- 11) 産業廃棄物処理施設の計画及び設計
- 12) 前各号に付帯または関連する一切の業務

2. 当社は、前項各号の業務及びこれに付帯関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市博多区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当社の定期株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、5名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査役等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第32条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第35条 当会社は、株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行うことができる。

(中間配当金)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当」という。)を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第37条 期末配当金(中間配当金を含む。)が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、当会社設立の日から平成29年6月30日までとする。

(最初の取締役の報酬)

第2条 当会社の最初の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する、当会社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の報酬等の額は、第27条の規程にかかわらず、年額1億5千万円以内(使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。)とする。

2. 当会社の最初の監査等委員である取締役に対する、当会社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の報酬等の額は、第27条の規程にかかわらず、年額3千万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以 上